

Title	スコットランドにおけるナショナル・アイデンティティの政治社会学的考察
Sub Title	Political and sociological study on Scottish national identity
Author	高橋, 誠(Takahashi, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2014
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.101, (2014. 6) ,p.231- 256
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20140615-0231

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スコットランドにおけるナショナル・ アイデンティティの政治社会学的考察

高橋

誠

- 一 はじめに
 - 二 シヴィック／エスニック二分法と批判
 - (一) シヴィック／エスニック二分法とは
 - (二) シヴィック／エスニック二分法に対する批判
 - 三 スコットランドのナショナル・アイデンティティの性格
 - (一) スコティッシュ・ナショナリズムの現況
 - (二) 政治主導者のスコットランド理解
 - (三) 誰がスコットランド人であるのか
 - 1 多数派によるスコットランド人理解
 - 2 少数派によるスコットランド人理解
 - 3 多数派・少数派のスコットランド人理解の相違
- 四 結語
- (四) 考察

一 はじめに

アーネスト・ゲルナー、アンソニー・スミスそしてベネディクト・アンダーソンらによるナショナリズム研究の正典といえる文献が出版されるのは、今から三〇年余り前であるが、それ以降ナショナリズムに関する文献は飛躍的に増加している。それは、ナショナリズムの性格が捉えがたいという質的な問題のみでなく、ナショナリズムが予想に反していまだに遍在しているという量的な問題にも起因する。

バルカン半島の民族・エスニック紛争、ソビエト連邦の崩壊と新生国家の誕生、さらに足元を見れば日本、中国、韓国の対立など、ナショナリズム¹⁾は到底過去の遺物というには程遠く、次々に顔をのぞかせる。本稿の題目であるスコットランドにおけるナショナリズムもカタルーニャ、バスクやケベックにおけるナショナリズムと共にネオ・ナショナリズムと呼ばれ、ナショナリズムは西から東に伝播していくというナショナリズム研究の通念の反例として研究者の関心を集めている。

ナショナリズム研究が進むにつれ、ナショナリズムに付される形容詞が増え、また比較研究の進展は類型の多様化をもたらしている。それら類型の祖形と言えるのが、コーンの二分法 (Kohn's Dichotomy) と称される西／東側、あるいはシヴィック／エスニック・ナショナリズムの二分法であり、それは皮肉にも批判の対象であり続けることによって現在でも議論の的となっている。本稿ではまず第二章第一節でこの二分法を概説した後、第二節でそれへの批判を追う。

一九六〇～七〇年代にかけて自治を求める声が高まったスコットランドでは、一九九九年に議会が設立され、二〇〇七、二〇一一年の議会選挙ではイギリスからの独立を党是とするスコットランド国民党が第一党になり、二〇一四

年九月には独立可否をめぐる国民投票が実施される。直近一五年ほどの独立支持率は二―三割を推移しており、スコットランドが独立国になる可能性は低い。とはいえ、更なる権限移譲支持を合わせると七―八割の人々が自治を求めているため、程度の差はあれど自治を求める政治的原理・運動という意味におけるナショナルリズムがスコットランドにおいて顕在しているのは事実である。

そのスコティッシュ・ナショナルリズム、特にその基底をなすナショナル・アイデンティティの性格を理解することが本稿の主要な目的である。ロジャーズ・ブルベイカーの『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較歴史社会学』やステファン・シュルマンの分析に典型的なように、一般的に類型図式は二国間あるいは多国間の国民性やナショナルリズムの相違を理解するために用いられる。しかし、本稿では変則的であるがスコットランドという一ネーション内における比較研究を試みる。

国籍法はネーション理解の表象であり、それは「法律や政策の決定とにかかわる政治家や官僚、メディアを通じて世論に影響を与えるオピニオン・メイカーらの考え方・語り方」を通じて形成されるというのがブルベイカーの主張であるが、スコットランド国民党による憲法草案や二〇一三年一月スコットランド政府が公表した白書に提示された「誰がスコットランドの市民権を付与されるのか」、あるいは国民投票で「誰が有権者であるのか」を検証することによって、政治指導者のナショナル・アイデンティティを知ることができる。一方で Scottish Social Attitudes Survey (以下SSAsと略す)の調査結果は、一般の人々が「誰がスコットランド人である」と理解しているのかを浮き彫りにする。これら政治指導者と一般レベルにおけるスコットランド(人)理解を対置し、その相違を考察することによってスコティッシュ・ナショナルリズムの背景にあるナショナル・アイデンティティの性格把握を試みる。以上が第三章の目的である。

二 シヴィック／エスニック二分法と批判

(一) シヴィック／エスニック二分法とは

ネーションとナショナリズムの変幻自在さを捉えようとこれまで多くの類型化がなされてきた。⁽¹⁰⁾ その中でも、最も有名なのはシヴィック／エスニック二分法⁽¹¹⁾であろう。

イグナティエフの定義を引けば、「人種、肌の色、信条、性別、言語、民族性にかかわらず、その国の政治理念を支持するものはすべて社会の成員である」という理念にもとづいたナショナリズムがシヴィック・ナショナリズムであり、一方エスニック・ナショナリズムは「『国』に寄せる個人の思慕はなにより深く、それは先天的に受け継がれるものであって、後天的に選ばれるものではない」⁽¹²⁾という原理や意識にもとづいたナショナリズムのことである。⁽¹³⁾

(二) シヴィック／エスニック二分法に対する批判

シヴィック／エスニック二分法にはこれまで数多くの批判が向けられてきた。⁽¹⁴⁾ 大別すれば以下の三批判に分類される。まず、シヴィック／エスニック二分法は単純化されすぎている。そして、それは「理念型」⁽¹⁵⁾であり、経験的に純粋なシヴィック／エスニック・ネーションは存在していない。さらに、シヴィック⇨善、エスニック⇨悪と価値評価したうえで比較を行うことで、自民族中心主義につながる。以上の三批判である。

二分法の単純さを批判する研究者はエスニックから文化を分出させる必要性を主張する。⁽¹⁶⁾ 例えば、ステファン・シウルマンはエスニックの内容をさらに細分化し、エスニックと文化に分ける。⁽¹⁷⁾ そして、血統と人種をエスニックに、

宗教、言語、伝統を文化の構成要素として振り分ける。その上で二分法の変形モデルであるシヴィック／文化／エスニック図式を用いて多国間比較を行い、各国間のネーション理解に大差がないことを実証した。

第二の批判は、例えば、市民的國家に分類されるイギリスやオーストラリアでも血統主義的な国籍法を導入したり、人種差別的な白豪主義を採ってきた。このようにいずれの国でも二つの要素は同居しており、純粹にシヴィック／エスニックな国は存在しないことは経験上明らかであるという批判である。

第三の批判は自国の優越性を誇るために二項図式が採用される危険性に向けられており、シヴィック／エスニック・二分法自体への批判というよりは、その規範化と使われ方に対する批判と言えよう。

ブルベイカーは第三の批判に注意を払いながら、与件としての二分法を単純に当てはめ価値判断するのではなく、二国間の国民國家の形成過程の違いによって構築されたネーション理解の差異を歴史社会学的に考察し、その差異を説明するためにシヴィック／エスニック二分法を用いた。ブルベイカーの『フランスとドイツの国籍とネーション』は典型的なフランス＝市民的、ドイツ＝エスニックという紋切り型の対立軸にもとづいた文献であるという認識は誤りである。彼自身が主張しているように、むしろ二分法の「紋切り型で独りよがりの規定法から救い出し、その分析的・説明的な潜在力を回復する」という問題意識によって書かれているため、シヴィック／エスニック二分法への批判書であると理解するのが正しいと言える。

第三章からは二分法を与件として用いるのではなく、異なるグループ間の比較考察の結果顕在化した微視的な相違を説明するためにそれを適用するという彼の問題意識を共有することによって、スコットランドのナショナル・アイデンティティの理解を試みる。

三 スコットランドのナショナル・アイデンティティの性格

(一) スコティッシュ・ナショナルイズムの現況

前章を受けて、本章ではスコットランドにおけるナショナルイズム、特にその基盤となるナショナル・アイデンティティの性格について考察していく。その前提として、本節ではまずスコットランドにおけるナショナルイズムの現況を概観する。

そもそもナショナルイズムの定義は研究者の数と同数だけ存在するとも言えるが、アーネスト・ゲルナーの「ナショナルな共同体と政治的共同体の合致を志向する政治的原理」⁽²⁰⁾という定義は、多様化した定義の核を成している。そして、スコットランドにおけるナショナルイズムはまさにこの定義上にあると言える。一九九九年の議会 (the Scottish Parliament) の開設や、二〇一四年に実施されるイギリスからの独立賛否をめぐる国民投票は、ナショナルな単位と政治的単位の一一致への志向・運動の高まりの帰結と言えるのではないだろうか。

議会設置を含めたウェストミンスターからの権限移譲、さらには独立を求める声の拡大の端緒は、二つの世界大戦を経て「連合主義の絶頂期」⁽²¹⁾を迎えた後、経済が停滞し始める反面、北海油田が発見され、「それはスコットランドのオイルだ。」(It's Scotland's oil) をスローガンにスコットランド国民党の得票率が上昇する一九六〇～七〇年代に求められる。これは一九七八年に労働党政権による議会 (Assembly) 設置住民投票法案成立に結び付くのであるが、その翌年に行われた住民投票では賛成が上回ったものの、四〇パーセント条項の縛り⁽²³⁾によって議会設置は見送られた。

その後、スコットランド国民党の獲得議席数から明らかのように、自治を求める声は下火になるが、一九七九年に

首相の座に就くサッチャー率いる保守党政権の政策の不人気、それに起因する「民主主義の赤字」(democratic deficit)を契機に、再び権限委譲への要求が再燃する。この要求を受け、一九九七年に政権に就いた労働党党首のトニー・ブレア⁽²⁵⁾は議会開設賛否の住民投票を実施し、今回は七四・三パーセントの賛成をもって可決され、二年後の一九九九年にスコットランド議会が開設された。

一九九九年、二〇〇三年のスコットランド議会選挙では労働党が第一党となるが、四年後の選挙では僅差でスコットランド国民党が労働党を逆転する。ナショナルリスト党の人気は一過性であると見做されていたが、その予想に反し、二〇一一年の選挙では大躍進し単独で過半数の議席を獲得した。スコットランド議会選挙では単純小選挙区制 (first past the post) で七三議席、付加議員制 (additional member system) で五六議席が選出されるが、日本の小選挙区比例代表並立制とは異なり、付加議員制ではより多様な民意が反映される仕組みとなっているため、単独で過半数を獲得することは難しいとされる⁽²⁶⁾。だからこそ尚更、二〇一一年の選挙結果は意外だったのである。

スコットランド国民党は一九三四年にスコットランド党 (Scottish Party) とスコットランド民族党 (National Party of Scotland) の合同により成立し⁽³⁰⁾、その党是はスコットランドのイギリスからの独立にある。国民党率いる政権は二〇一二年にウェストミンスターとエディンバラ協定⁽³¹⁾を結び、二〇一四年九月一八日にイギリスからの独立可否をめぐる国民投票の実施を取り付けた。仮に賛成多数となった場合、二〇一六年三月二四日にスコットランドは主権国家となる予定である⁽³²⁾。

確かに近年スコットランド国民党は躍進し⁽³³⁾国民投票実施に漕ぎつけたのであるが、得票率・議席獲得数とは裏腹に、独立自体の支持率は一九九七年から二〇一二年まで二―三割程で推移し、大きな変動は見られない⁽³⁴⁾。更なる権限委譲は五―六割程の支持を集めているため、ゲルナーの定義上のナショナルリズムはスコットランドにおいて観察されるが、分離・独立に関しては二の足を踏む人が多い⁽³⁵⁾というのが客観的な分析であると言えよう。以上が主に政治的側面から

見た近年のスコティッシュ・ナショナルリズムの概要である。

(二) 政治主導者のスコットランド理解

国民投票が迫り、独立をめぐる議論の論点は徐々に明確になり具体性を帯びてきたが、主に油田に頼った経済のサステイナビリティ、通貨、あるいは福祉政策等、ひろく経済・財政、または「小さな国」⁽⁹⁶⁾としてヨーロッパ連合やNATOなど超国家・政府間機関との関係をめぐる論点に焦点が当てられていると言える。

スコットランド政府は、これらの論点に回答を与えながら独立国家としてのスコットランドの青写真を示す白書『Scotland's Future: Your Guide to an Independent Scotland』を二〇一三年一月に公表した。六七〇頁にも及ぶその白書の中で、本稿が着目するのは市民権に関する項目である。なぜなら、市民権・国籍法あるいは市民・国民の外延付けはネーションの自己理解、つまりナショナル・アイデンティティの表象だからである。要するに、国籍法を検証することによってスコットランドが如何に理解されているのか、その一端を知ることが出来るのである。

改めてブルベイカーの主張に拠れば、国籍法はエリートの政治的・文化的なネーション理解を基盤に形成される。本節では白書や憲法草案に示された独立後「誰がスコットランドの市民権を付与されるのか」、加えて市民権との関わりから「誰が国民投票の有権者であるのか」という視座から政治指導者のスコットランド(人)理解を検証する。

二〇一三白書に提示された市民権取得経路と要件は表1の通りである。これは試案であり、イギリスやヨーロッパ連合の法律との整合性を取らなければならないため、当然修正されることが予想される。また、移民の市民権獲得要件などはまだ具体性を欠いていると言える。この表から見て取れるのは、市民権獲得要件として出生地主義(*soli*)と血統主義(*jus sanguinis*)を折衷的に採用しているという点である。スコットランド国民党が二〇〇二年に公にした憲法草案⁽⁹⁵⁾では、「この憲法施行時に主要な居住地がスコットランドである人々は市民権を獲得する」⁽⁹⁸⁾と、市民

表 1 市民権獲得経路と要件

Current Status	Scottish Citizenship
At the date of independence	
British citizen habitually resident in Scotland on day one of independence	Yes, automatically a Scottish citizen
British citizens born in Scotland but living outside of Scotland on day one of independence	Yes, automatically a Scottish citizen
After the date of independence	
Child born in Scotland to at least one parent who has Scottish citizenship or indefinite leave to remain at the time of their birth	Yes. Automatically a Scottish citizen
Child born outside Scotland to at least one parent who has Scottish citizenship	Yes. Automatically a Scottish citizen (the birth must be registered in Scotland to take effect)
British national living outside Scotland with at least one parent who qualifies for Scottish citizenship	Can register as a Scottish citizen (will need to provide evidence to substantiate)
Citizens of any country, who have a parent or grandparent who qualifies for Scottish citizenship	Can register as a Scottish citizen (will need to provide evidence to substantiate)
Migrants in Scotland legally	May apply for naturalisation as a Scottish citizen (subject to meeting good character, residency and any other requirements set out under Scottish immigration law)
Citizens of any country who have spent at least 10 years living in Scotland at any time and have an ongoing connection with Scotland	May apply for naturalisation as a Scottish citizen (subject to meeting good character and other requirements set out under Scottish immigration law)

(注) 正確を期すため英文のまま記載。

(出所) The Scottish Government, 2013, p.496.

権取得要件の主眼を居住 (residency) に置いていたので、そこからは明らかに変化が見られる。この変化についての考察は第四節に譲る。

続いて、エディンバラ協定⁽⁴⁰⁾による規定では、スコットランドに居住する英国市民のみでなく、スコットランドに居住という条件付きではあるが、アイルランド共和国市民、英連邦市民⁽⁴¹⁾、さらにはEU市民が国民投票における投票権を有するとされる。出生地主義でも血統主義でもなく、居住に根差して投票権が付与されていることが分かる。これは「近代のスコティッシュ・アイデンティティは種族意識より場の意識と結び付いている⁽⁴²⁾」という歴史家T・C・スマウトの主張やスコティッシュ・アイデンティティやナショナリズムはシヴィック的側面が強いという研究者の認識⁽⁴³⁾と呼応していると言える。

これら投票権や市民権の将来像で可視化されたエリートによるスコットランド理解は、一般人のそれと比較されることによってはじめて位置特定 (location specifying) することが出来ると考える。そこで、次節では一般人のレベルにおけるスコットランド理解の抽出を試みる。

(三) 誰がスコットランド人であるのか

1 多数派⁽⁴⁴⁾によるスコットランド人理解

ナショナル・アイデンティティの比較研究を行う際に法律や政策の各国間相違を分析するのが通例であるが、法や政策として顕現するネーション理解と一般人のそれには開きがあるだろうという問題意識から、シユルマンはISSP (International Social Survey Programme) のデータを用いて一般の人々のネーション理解の多国間比較研究を行った⁽⁴⁵⁾。本節ではそれに倣い、SSASのデータ⁽⁴⁶⁾からスコットランドにおける一般の人々のナショナル・アイデンティティ理解を試みる。

ある国で、その国の国籍を有する親の間に生まれ、その国で育った人、要するに出生地 (birthplace)、血統 (ancestry) そして居住 (residence) というアイデンティティ指標⁽⁴⁷⁾ (identity marker) を三拍子揃えている人が、一般的にはその国の正式なメンバーであると認識される。問題はこれら三指標の何を欠いた人がどの程度国民と認知されるのか、別言すれば国民であるためには何が必要とされているのか、である。

スコットランド国民であると認識されるのに必要な条件は果たして何であろうか。

まず表2は「スコットランドに永住するイングランド生まれの人がスコティッシュであると主張している場合、大多数のスコットランド人／あなたはその人をスコティッシュであると見做すか」という質問に対する回答結果である。この表から、回答者は他の大多数のスコットランド人、つまり回答者による平均値としてのスコットランド・イメーヂを回答者自身より排他的であると認識していることが分かる。また、過半数がイングランド生まれの永住者はスコットランド人ではないと回答していることから、出生地が重要な指標と認知されているということも分かる。

次に「スコットランド訛りで話す白人でない人がスコティッシュであると主張している場合、大多数の人／あなたはその人をスコットランド人であると見做すか」という質問に対する回答結果は表3の通りである。回答者は他の人々が、たとえスコットランド訛りで話していても白人でない人はスコットランド人とは言えないと回答するだろうと答えており、一般にエスニシティという指標がスコットランド人であることの要件であろうと認識されていると言える。回答者自身の結果を鑑みるに、エスニシティは出生地と比較してスコットランド人であることの重要な指標ではないと言⁽⁴⁹⁾えるかもしれないが、問題なくスコットランド人であるとの回答は四分の一程であり、エスニシティがやはり一つの指標となっていることを推察⁽⁵⁰⁾できる。

表4がこのことの証左となっている。表4からまず看取できるのは、「幼少期にスコットランドで育った」、あるいは「長年スコットランドに住んでいる／いた」ことを推測させるアクセント、そしてスコットランド人の親を持つ、

表3 白人でない+スコットランド訛りで話す人の承認(大多数/自分)

	大多数	自分
	%	%
絶対に	5	23
おそらく	37	47
おそらく違う	42	19
絶対に違う	12	9
わからない	3	2
Base	1508	1508

(出所) SSAS 2003, Ross Bond (2006) をもとに作成。

表2 イングランド生まれスコットランド居住者の承認(大多数/自分)

	大多数	自分
	%	%
絶対に	5	11
おそらく	25	33
おそらく違う	50	34
絶対に違う	18	20
わからない	2	2
Base	1508	1508

(出所) SSAS 2003, Ross Bond (2006) をもとに作成。

表5 アクセント・出生地・血統とスコットランド人としての承認

	アクセント	出生地	スコットランド人の親
	%	%	%
絶対に	4	20	5
おそらく	35	55	33
おそらく違う	29	15	35
絶対に違う	29	7	24
分からない	3	2	3
N	1549	1549	1549

(出所) McCrone, D and Bechhofer, F (2008) p.1257 の表をもとに作成。

表4 血統・出生地とナショナル・アイデンティティ

	A	B	C	D	E	F
	%	%	%	%	%	%
絶対に	14	19	37	12	15	26
おそらく	30	39	44	26	35	42
多分違う	30	24	12	31	26	18
絶対に違う	25	16	6	28	22	11
分からない	1	1	1	3	2	2
Base	1302	1302	1302	1302	1302	1302

(注) a=イングランド生まれの白人 b=白人でない c=スコットランド訛り d=スコットランド人の親を持つとした場合、A=a、B=a+c、C=a+c+d、D=b、E=b+c、F=b+c+dを表す。

(出所) Leith, M and Soule, D (2011) p.95 をもとに作成。

つまり血統という属性の増加と、スコットランド人であると見做される率の増加が相関関係にあるということである。そして、CとFの「絶対に」の数値の違いに明らかなように、白人は白人でない者よりスコットランド人であると認識され易いことから、スコットランド人理解にはエスニシティという指標が一つの要件になっているということが分かる。

表5は「スコットランドに居住経験のない、スコットランド訛りで話し／スコットランド生まれであり／スコットランド人の親を持つ人がスコットランド人であると主張している場合、あなたはその人をスコットランド人として受け入れるか」という質問への回答結果である。この表から回答者が抜きん出て（四分の三）出生地をスコットランド人であることに必要な指標であると認識していること、またアクセントと血統に関しては四割程の人がそう捉えていることが分かる。

以上をまとめると、スコットランド人であることの要件のうちスコットランド生まれであることが最も重要視されている。そしてエスニシティ、アクセント、血統という指標もスコットランド人であることの要件であり、これらの指標を数多く有すれば、よりスコットランド人と認識され易くなるということが分かる。

2 少数派によるスコットランド人理解

これまで検証してきたデータは主に出生地・血統・居住を三拍子揃えた多数派の認識が反映されたものだとと言える。本項ではそれらの属性を欠いた人が「どのように自己同定しているか」を逆照射することによって、多数派のスコティッシュ・アイデンティティを前景化させることを試みる。

ロス・ポンドはSAS 2003の回答者を類型化する。それは、表6（ナショナル・アイデンティティ以外も含む調査結果）でスコティッシュを選択した人（Prioritized Scots 以下PSと略す）、表7（ナショナル・アイデンティティのみに関する調査結果）ではスコティッシュを選択したが、表6ではスコティッシュを選択しなかった人（Background Scots 以下

表7 ナショナル・アイデンティティ

	%
ブリティッシュ	58
スコティッシュ	84
イングリッシュ	4
ウェールズ人	1
北アイルランド人	1
アイルランド人	3
Base	1508

(出所) SSAS 2003, Ross Bond (2006) をもとに作成。

表6 アイデンティティ

	%
スコティッシュ	49
母親／父親	49
労働従事者	30
妻／夫	29
女性／男性	27
労働者階級	21
ブリティッシュ	13
Base	1508

(注) 回答者が22の選択肢から3つずつ選択した場合の上位7カテゴリー。

(出所) SSAS 2003, Ross Bond (2006) をもとに作成。

表8 出生地・血統とナショナル・アイデンティティ

	A	B	C	D	E	F
	%	%	%	%	%	%
Prioritized	58	50	40	55	36	6
Background	38	44	48	21	23	21
Non-Scot	4	7	12	24	40	73
Base	1044	154	29	37	48	186

(注) a=スコットランドで出生 b=スコットランド以外で出生 c=両親ともスコットランド人 d=母／父親がスコットランド人 e=両親ともスコットランド人でないとした場合、A=a+c、B=a+d、C=a+e、D=b+c、E=b+d、F=b+eを表す。

(出所) SSAS 2003, Ross Bond (2006) をもとに作成。

表9 血統・出生地指標を有しない人の居住期間とナショナル・アイデンティティ

	30年以上	21-30年	11-20年	0-10年
	%	%	%	%
Prioritized Scot	25	5	0	0
Background Scot	42	30	20	13
Non-Scot	33	65	80	87
Base	39	21	39	81

(出所) SSAS 2003, Ross Bond (2006) をもとに作成。

B Sと略す)、そしていずれにおいてもスコティッシュを選択しなかった人 (Not-Sons 以下ではN Sと略す) である。

表8は出生地、血統とナショナル・アイデンティティの関係である。まずこの表から見て取れるのは出生地や血統という指標数が減少するにつれ、P Sと自己同定する人も減っていくことである。そして、スコットランド生まれではないが、血統(両親ともスコットランド人)という属性を有している人の方が、スコットランド生まれだが、スコットランド人の親を持っていない人よりもP Sと自己理解しているということが分かる。これは出生地の方が血統よりスコットランド人であることの要件として重要視されているという前項の結果とは逆である。さらに、次の調査結果(表9)との関係で注目したいのは、血統、出生地という指標を備えていない人の約四分の三はスコットランド人であると自己同定していないことである。

表9は「スコットランド人である」ではなく「スコットランド人になることが出来るか」という問題意識に基づく調査に対する結果である。出生地・血統という指標を備えていない人の間で、居住期間が長くなるにつれスコティッシュと自己理解する人が増加するが、それでも二〇―三〇年間の居住後でさえ出生地・血統という指標を備えていない人の過半数がスコットランド人と自己同定していない(N S)ことが表から見て取れる。これは居住が出生地・血統より重要視されることがないという少数派が付度した多数派のスコットランド人理解を反映していると推測される。

3 多数派・少数派のスコットランド人理解の相違

改めて本節第1項、第2項を振り返る。第1項では、多数派がスコットランド人であるためにはスコットランド生まれであることが最も重要であると捉えており、またエスニシティ、血統そしてアクセントもスコティッシュ・アイデンティティの要件に含まれると認識しているということが明らかとなった。第2項の調査結果から窺えるのは、少数派が居住だけではスコティッシュと自己同定する指標に不十分であり、出生地やスコットランド人である親の数など、ほかの指標を多く備えることがスコティッシュであると自己理解することにとって必要であると理解していると

推測されうるということである。G・H・ミードの「me」、「I」の区別を使えば、少数派が付度するおそらく多数派に共有されているであろうスコットランド人像としての「me」は、「me」の必要条件であろう血統・出生地を備えていない「I」がスコットランド人であると自己同定することを難しくさせているのかもしれない（self-imposed imitations）。

第1項、とくに表2、表3の「大多数の人はどのように答えるだろうか」の調査結果、すなわち多数派側の「me」と第2項の調査結果、すなわち少数派側の「me」を照合すると、スコットランド人は比較的狭い範囲で理解されていると言えよう。

とはいえアイデンティティは簡単に着脱できるものではなく、出生地、血統や文化へのこだわりの複雑な関係性の中で形成されるため、居住の期間と自己同定の比率は単純に相関関係にあるとは言えず、少数派がどのような出自や文化的背景を持つのか分析する必要性がある⁽³²⁾。例えば、フセインやミラーの研究ではイングランド生まれのスコットランド居住者は文化的には適応し易いが、それでもスコティッシュではなく、より包摂的なブリティッシュと自己同定するものが多い。反対に、スコットランドにおけるパキスタン移民がナショナル・アイデンティティとしてはスコティッシュと回答する割合は高いが、文化的な適応には壁があり、むしろイスラム教徒としてのアイデンティティを強く有していることが指摘されている。

(四) 考察

ここで第三章、第二、三節の結果を比較考察する。右記したようにスコットランドにおけるナショナルリズムは研究者の間ではシヴィック性が強いとされる⁽³³⁾。国民投票における有権者の範囲や、二〇〇七年からスコットランド政権を担うスコットランド国民党が二〇〇二年に発表した憲法草案のシティズンシップ条項⁽³⁴⁾はその証左であると言えよう。

仮にこれらがスコットランド政治主導者の政治的・文化的理念としてのスコットランド理解であるのなら、第三節で見てきた一般人によるスコットランド人理解と対置した場合に、政治主導者のスコティッシュ・アイデンティティは一般人のそれよりもシヴィック的であると言えよう。特に、少数者がイメージするスコットランド人理解との差異は明らかである⁵⁶。スコットランドにいる人 (people in Scotland) とスコットランドの人 (people of Scotland) という別の捉え方をしていると言っても良いかもしれない。

残された問題は白書に提示された市民権獲得要件が出生地主義と血統主義の混成的な要件に移行し、一般の人々のネーション理解を反映したように見える、その原因の解明である。まずは、外在的な原因が考えられる。それはクリスチャン・ヨプケが指摘する世界的な人の移動の加速化、民主主義の共有や人権保護の法的整備等の進展⁵⁸に起因する国籍法の収斂化である。国籍法の収斂化とは、例えば典型的にエスニックな国と見做されていたドイツが純粹に血統主義的な移民法を廃止する一方で、シヴィックな国の典型とされていたフランスが国内移民に対する法律を厳格化する反面、国外居住者の子供には血統主義的な法律を適用しているように、出生地主義と血統主義の歩み寄り、一方で市民権の脱エスニック化 (de-ethnicization)、他方で再エスニック化 (re-ethnicization) が進むことであるというのがヨプケの理解である。

ここでもう一度、白書に提示された市民権獲得経路と要件の将来像 (表1) をみると、基本的には出生地主義を採り、その上で、例えば「母／父親または祖母／祖父がスコットランドの市民権獲得資格を有する場合、いずれの国の市民もスコットランド市民として登録できる」と国外出生のスコットランド人の親やスコットランド市民権獲得有資格者の子は二重国籍を条件付きで認められる (jure sanguinis) という条件を付加しており (re-ethnicization)、スコットランドも国籍の収斂化の潮流に乗っていると言えるのではないだろうか。

特に移民送出国に国籍法の再エスニック化が目立つとヨプケは分析しているが、スコットランドも歴史的に国外移

住者を多く生み出してきた。二〇〇一年にディアスポラはスコットランド生まれ全体の二〇パーセントほどを占めている。⁽⁶⁰⁾ スコットランドと何らかの関係を有している者は世界中に二八〇〇—四〇〇〇万人いるとされる。⁽⁶¹⁾ この事実から、市民権獲得要件次第で潜在的なスコットランド市民の数は大きく変化するのである。

ここで、世界的な国籍法の潮流とスコットランド国内の社会・経済的問題から生じる必要性とが結節点を見出す。その国内問題とは先進国共通の問題でもあるが、人口減少と高齢化である。これらを解決するためにスコットランド政府は二〇〇四年スコットランド移住を促す政策枠組みである『New Scots: Attracting Fresh Talent to Meet the Challenge of Growth』⁽⁶²⁾を公表した。確かに、この文書で社会的出自に関わらずすべてのスコットランド人が住みよい寛容で多様な国づくりを目指すと謳い、スコットランドとコネクションを持たない移民の受け入れを提言する一方で、高齢化・人口減少解決の方策としてディアスポラ・国外移住者の移住・再移入の推進も示唆されているのである。この社会・経済的課題の解決要請も市民権獲得要件の「居住」から「出生地」「血統」への移行の原因であると考えられる。

国籍法の収斂化と相俟つてスコットランドの市民権像が一般人のネーション理解に近似したもう一つの要因はスコットランドとイギリスやアイルランド共和国との関係である。イギリスとアイルランドはシェンゲン協定からオプト・アウトし、独自の共通旅行区域 (Common Travel Area) を設けている。仮に、スコットランドが独立し、ヨーロッパ連合の加盟国となった場合、スコットランドとイギリスの市民権法に位相差が存在すると、共通旅行区域は機能不全に陥り、スコットランドを經由してイギリスに不法移民の流入がもたらされるといふ懸念が示されている。⁽⁶³⁾ 特に、イングランドではヨーロッパ連合からの脱退論議がなされ、反移民を党是とする政党が得票する現況にあっては尚更であり、場合によってはスコットランドとイギリス他地域の二重国籍が廃止される可能性もある。これは、スコットランド生まれのイングランドやウェールズ居住者、その逆のケースの人々の利益を蔑ろにする。このことがス

表 10 スコットランドでの居住・労働を選択した外国人はスコットランド人か

	%
強く同意	4
同意	29
どちらでもない	13
不同意	41
強く不同意	12
分からない	1
N	1549

(出所) SSAS 2005, McCrone, D and Bechhofer, F (2008) をもとに作成。

スコットランドがより寛容的な市民権法を採用することを事実上困難にしている。

最後に、今まで見てきたように政治指導者と一般人のスコットランド人の境界付けには差異があった。『New Scots』に対しても、一般人は懐疑的であることが表 10 から窺える。さらに、直近の British Social Attitudes Survey ではスコットランドでは約七割が移民の数を減らすべきであると回答している⁽⁶⁴⁾。ナショナルリズムは政治家の操作道具ではなく、国民の大多数の動員をとまなわれない限り発展していくことはない。仮にナショナルリズムの前提とも言える国民理解に溝がある場合、大多数の国民がナショナルリズムにコミットする可能性は低い⁽⁶⁵⁾。

そこで、自治のさらなる拡大をめざすスコットランド国民党は、自らのスコットランド人理解を一般人の中でも多数派が理解する「スコットランド人とは誰か」に近似させることによって、ナショナルリズムの拡がりを企図していると考えるかもしれない。

四 結 語

スコットランドにおけるナショナルリズムはシヴィック的であるという研究者の共通理解⁽⁶⁶⁾に対する疑義が本稿執筆の主たる動機であった。本稿で検証してきたように、少なくとも一九九七・二〇〇二憲法草案や二〇〇九白書に表象された政治主導者、特にスコットランド国民党のネーション理解⁽⁶⁷⁾ナショナル・アイデンティティは SSAS に示された

データと対置した場合、よりシヴィック的であると結論付けられるであろう。このより寛容な市民権像はスコットランド国民党の理念的なネーション理解を反映していたのだろう。

ところが、政権与党に躍り出て、イギリスからの独立可否をめぐる国民投票を直前に控え、具体的な国家像を人々に周知させる必要性に迫られたスコットランド国民党が提示した市民権の青写真は一般の人々のスコットランド人理解に近似したものとなった。この近似化は政治指導者の理念的なネーション理解が変化したと捉えるより、第三章四節で考察してきたようにスコットランド国民党の支持拡大戦略、国内問題の解決や近接ネーション、ヨーロッパそして国際法との整合性を取る必要性に迫られた末の結果であると捉えた方がより説得的であろう。

本稿では、政治指導者が生産する言説が如何に一般人の意識としてのナショナル・アイデンティティに作用し、あるいはその一般人に共有されたナショナル・アイデンティティがどのように政治エリートのイデオロギー・政策を形作っていくのか、その相互作用を描くことは出来なかつたし、それを描くことが今でもすべてのナショナルリズム研究者に付された課題であり続けていると言える。それでも、神話化されたスコットランドにおけるナショナルリズムのシヴィック性の考察という課題は断片的ではあるが少なからず果たせたと考えている。

(1) ニックでのナショナルリズムは俗にいうhotなナショナルリズムであり、Billing, M. 1995, *Banal Nationalism*, London: Sage. が意味するbanalあるいはcoolなナショナルリズムもナショナルリズムと捉えるならばナショナルリズムは無意識のうちに常態化しているとも言える。

(2) Park, A., Bryson, C., Clery, E., Currice, J. and Phillips, M. 2013, *British Social Attitudes: the 30th Report*, London: NatCen Research.

(3) Park, A., Bryson, C., Clery, E., Currice, J. and Phillips, M. 2013.

(4) ナショナルもアイデンティティも多義的だが、本稿ではナショナル・アイデンティティを誰がスコットランド人であるの

- か、誰がスコットランド人になれるのかという意味で用いる。
- (5) 管見の限りでは Leith, M and Soule, D. 2011, *Political Discourse and National Identity in Scotland*, Edinburgh: Edinburgh University. がスコットランド・ネーション内における主に政治家と一般人のナショナル・アイデンティティの相違を検証している。
- (6) Brubaker, R. 1992, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Cambridge, MA: Harvard University Press (= 2005 佐藤成基、佐々木より訳『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較歴史社会学』明石書店)。
- (7) Brubaker, R. 1992 = 2005, 三二八頁。
- (8) ここの政治指導者とは主にスコットランド国民党を指すのが適当であろう。なぜなら、スコットランドの主要政党の多くが更なる権限移譲を求めている一方独立には消極的であり、主権国家として「誰が国民であるか」を規定する市民権法の青写真を提示しているのは独立実現を党是とするスコットランド国民党のみであり、他党がどのように国民を定義しているのかを把握し、それらを比較するのが困難であるからである。
- (9) 英語の the public 'ordinary people' を指す。
- (10) Smith, A.D. 1983, *Theories of Nationalism, second ed.*, London: Duckworth: 211-229.
- (11) Brubaker, R. 1992 = 2005, Greenfield, G. 1992, *Nationalism: Five Roads to Modernity*, Cambridge: Harvard University Press. 原百年、2008 「ナショナルリズム論——エスニック／シベックの二分法の再考」山梨学院大学『法学論集』六二：一三七—二〇四頁。Ignatieff, M. 1993, *Blood and Belonging: Journeys into the New Nationalism* (= 1996 幸田敦子訳『民族はなぜ殺し合うのか——新ナショナルリズムの旅』河出書房新社)。Kohn, H. 2005, *The Idea of Nationalism: A Study in Its Origin and Background*, New Brunswick: Transaction Publishers.
- (12) Ignatieff, M. 1993 = 1996, 一三頁。
- (13) *Ibid.*, 一六頁。
- (14) Anderson, B. 2001, "Western Nationalism and Eastern Nationalism", *New Left Review*, 9: 31-42. Kuzio, T. 2002, "The Myth of the Civic State: A Critical Survey of Hans Kohn's Framework for understanding nationalism", *Ethnic and Racial Studies*, 25 (1): 20-39. Marriagy, V. 2008, "The Importance of Culture in Civic Nations: Culture and the Republic in France", *Studies in Ethnicity and Nationalism*, 8 (3): 543-559. Özkirimli, U. 2005, *Contemporary Debates on Nationalism: A Critical Engagement*,

- New York: Palgrave: 24-28. Pöhlmann, A. 2012, "Locating Ancestry in Notions of Britishness/Germanness: Beyond Waning Myths of Civic and Ethnic Nations", *SAGE Open*, 1-6. Schnapper, D. 2000, *Qui'est-ce que la citoyenneté?*, Paris: Gallimard (= 2012' 富沢克' 長谷川一年訳『市民権とは何か』風行社). Shulman, S. 2002, Yack, B. 1996, "The Myth of the Civic Nation", *Critical Review*, 10 (2): 193-211. Zimmer, O. 2003, "Boundary Mechanisms and Symbolic Resources: Towards a Process-Oriented Approach to National Identity", *Nations and Nationalism*, 9 (2): 173-193. なやや参照。
- (15) Weber, M. 1922, *Soziologische Grundbegriffe* (= 1972' 清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波書店)。
- (16) Shulman, S. 2002, "Challenging the Civic/Ethnic and West/East Dichotomies in the Study of Nationalism", *Comparative Political Studies*, 35 (5): p.559. Kymlicka, W. 1999, "Misunderstanding Nationalism", in Beiner, R. (eds), *Theorizing Nationalism*, New York: State University of New York Press: 131-140. Nielsen, K. 1999, "Cultural Nationalism, Neither Ethnic nor Civic", in Beiner, R. (eds), *Theorizing Nationalism*, New York: State University of New York Press: 119-130.
- (17) Shulman, S. 2002: p.559.
- (18) 例々々' McCrone, D. 1998, *The Sociology of Nationalism*, London: Routledge, p.9. その他は前掲注(12)を参照。
- (19) Brubaker, R. 1992 = 2005, 一八頁。
- (20) Gellner, E. 1983, *Nations and Nationalism*, Oxford: Basil Blackwell. p.1. 邦訳は national は民族と訳されているが、'race' 特にその生物学的意味から区別するためにナショナルと訳した。ナショナルと訳すと、'ナショナリズム'を構築するといふゲルナーの主張からすると彼の定義をアートルロジカルにしてしまうかもしれない。因みにスコティッシュ・ナショナリズムの文脈でも民族ではなくナショナルまたは国民という訳が適当であると考える。これは、時に民族党とも訳されるスコットランド国民党 (Scottish National Party) の政党名にも該当する。
- (21) Devine, M. 2012, *The Scottish Nation: A Modern History*, London: Penguin Books, p.660.
- (22) 一九四五年から二〇一〇年までのイギリス総選挙でのスコットランドにおけるスコットランド国民党を含む四政党の得票率と獲得議席の動向を Leith, M. and Soule, D. 2011, *Political Discourse and National Identity in Scotland*, Edinburgh: Edinburgh University Press, p.26. ① Table 2.1 を参照。
- (23) 投票者でなく有権者の四〇パーセントの賛成が住民投票可決の条件とされた。
- (24) こゝでの民主主義の赤字は、スコットランドの選挙区では労働党の得票率が高いのに対し、ウェストミンスターでは保守

- 党が多数派を占め、スコットランドの民意が英国議会では反映されない状態のことを指す。
- (25) トニー・ブレアは高校まで、後継のゴードン・ブラウンは大学までスコットランドで教育を受けている。また、Colley, L. 2014, *Acts of Union and Disunion*, London: Profile Books. に拠れば、現首相のキャメロンもスコットランド家系の出身である。
- (26) Hassan, G. 2011, "Anatomy of a Scottish Revolution: The Potential of Postnationalist Scotland and the Future of the United Kingdom", *The Political Quarterly*, 82 (3): 365-378. McCrone, D. 2012, "Scotland Out the Union? The Rise and Rise of the Nationalist Agenda", *The Political Quarterly*, 83 (1): 69-76.
- (27) 一九九九年から二〇一一年までのスコットランド議会選挙の結果は Hassan, G. 2011, p.366 や Keating, M. 2010, *The Government of Scotland: Public Policy Making after Devolution*, Edinburgh: Edinburgh University Press, p.54. の表を参照。
- (28) 渡辺樹 2007 「スコットランド議会とスコットランド国民党」『ナンマン』六八一：三二一-三三三頁を参照。
- (29) Johns, R., Mitchell, J. and Carman, C. 2013, "Constitution or Competence? The SNP's Re-election in 2011", *Political Studies*, 61 (s1): p.158. に拠れば、過半数の議席を得たため、五〇パーセントほどの得票率が必要であることが知られる。
- (30) スコットランド国民党の歴史については、 Mitchell, J., Bennie, L. and Johns, R. 2012, *The Scottish National Party*, Oxford: Oxford University Press. を参照。
- (31) The Scottish Government. 2012, *Agreement: between the United Kingdom Government and the Scottish Government on a referendum on independence for Scotland* (<http://www.scotland.gov.uk/Resource/0040/00404789.pdf>) (Retrieved 2014/01/10).
- (32) HM Government and the Scottish Government. 2013, *Scotland's Future: Your Guide to an Independent Scotland*, Edinburgh: the Scottish Government.
- (33) スコットランド国民党躍進の分析は Johns, R., Mitchell, J. and Carman, C. 2013. や McCrone, D. 2012. を参照。
- (34) Park, A., Bryson, C., Clery, E., Curlice, J. and Phillips, M. 2013. や直近の調査に関する What Scotland Thinks. 2014, "Should Scotland be an independent country?" (<http://whatscotlandthinks.org/questions/should-scotland-be-an-independent-country-1#table>) を参照。
- (35) Park, A., Clery, E., Curlice, J., Phillips, M. and Uring, D. 2012, *British Social Attitudes: the 29th Report*, London: NatCen Social Research. や ScotCen. 2014, "Referendum campaign is letting down voters, says Scottish Social Attitudes survey"

- (http://www.scotcen.org.uk/news-media/press-releases/2014/january/referendum-campaign-is-letting-down-voters.-says-scotish-social-attitudes-survey/) (2014/02/07 最終閲覧) に拠れば独立後の経済状況への予期の相違が独立支持率を大きく変動させることが分かる。
- (36) 山口寛「2007「世界最高の『小さな国』へようこそ：現代スコットランドの変容とホワイト・セツトラーズ問題」『人文論究』五七(三)：二五―四六頁。
- (37) Shaw, J. 2013, “Citizenship in an independent Scotland: legal status and political implications”, *CITSEE Working Paper Series 2013/34*: University of Edinburgh (http://www.citsee.ed.ac.uk/working_papers/files/CITSEE_WORKING_PAPER_2013-34.pdf) (Retrieved 2014/01/15).
- (38) Scottish National Party. 2002, “A Constitution for a Free Scotland” (http://www.constitutionalcommission.org/production/byre/images/assets/file/Resources%20Folder/SNP_2002_text.pdf) (Retrieved 2013/11/10).
- (39) 他に The Scottish Government. 2009, *Europe and Foreign Affairs: Taking Forward our National Conversation*, Edinburgh. The Scottish National Party. 1997, *Citizens not Subjects, Edinburgh*. 49-54 Goodwin, S. “Blair attacks SNP over citizenship”, *The Independent*, 10 November 1998 (<http://www.independent.co.uk/news/blair-attacks-snp-over-citizenship-1183978.html>) におおよそ同様の市民権像が提示されている。
- (40) HM Government and the Scottish Government. 2012.
- (41) 樽本英樹「2012『国際移民と市民権ガバナンス』のネネゾマ書房」第三章を参照。
- (42) Smout, T.C. 1994, “Perspectives on the Scottish Identity”, *Scottish Affairs*, 6 winter: p.106.
- (43) McCrone, D. 2001, *Understanding Scotland: The Sociology of a Nation*, London: Routledge. Hearn, J. 1998, “The Social Contact: Re-framing Scottish Nationalism”, *Scottish Affairs*, 23 spring: 14–26. Ichijo, A. 2004, “Civic or Ethnic? The Evolution of Britishness and Scottishness”, in Helen, B. and Robert, P. (eds), *History, Nationhood and the Question of Britain*, Basingstoke: Palgrave Macmillan: 112-123.
- (44) ワロビの多数派とは居住・出生地・血統とらう指標を三拍子揃えた人々のことを意味する。
- (45) Shulman, S. 2002. 他に Pöllmann, A. 2012: p.2. を参照。
- (46) Scottish Social Attitudes Survey のキーマンと Bond, R. 2006, “Belonging and Becoming: National Identity and Exclu-

- tion”, *Sociology*, 40 (4): 609-626. → McCrone, D. and Bechhofer, F. 2008, “National Identity and Social Inclusion”, *Ethnic and Racial Studies*, 31 (7): 1245-1266. に引用されたものを用いる。第二次資料とはいえず、SSAS はスコットランド政府の援助の下、British Social Attitudes Survey を行う NatCen Social Research とエディンバラ大学によって実施されており、またロス・ボンドもデイヴィッド・マクルーンと共にエディンバラ大学の教員であるため、信頼に足るデータであると言える。
- (47) Bond, R. 2006: p611. この指標は個人が特定のナショナルリティへの帰属を主張する際に持ち出されると共に、他者のそのような主張の正当性の判断材料としても用いられる。
- (48) National Records of Scotland. 2013, “2011 Census: Key Results on Population, Ethnicity, Identity, Language, Religion, Health, Housing and Accommodation in Scotland Release 2A” (<http://www.scotlandscensus.gov.uk/documents/censusresults/release2a/StatsBulletin2A.pdf>) (Retrieved 2013/11/15) に拠れば他のブリタニッシュ (other British) 、「つまりイングラズ人とウェールズ人のスコットランド居住者は人口比率で七・九パーセントを占める。
- (49) スコティッシュ訛りで話すということは長年スコットランドに居住していることの証左であると見做され、数値を押し上げているのかもしれない。
- (50) これは Bond, R. 2006. の見解でもある。
- (51) Mead, G.H. 1934, *Mind, Self and Society: From the Standpoint of a Social Behaviorist*, Chicago: the University of Chicago Press (= 1973 稲葉三千男、滝沢正樹、中野収訳『精神・自我・社会』青木書店)。
- (52) とりわけ、エリクセンが記すように disembedding とはなほ re-embedding 技術としてのインターネットが移民の出生地でのアイデンティティの保持・強化を促進する時代になっては尚更である。Eriksen, T.H. 2007, “Nationalism and the Internet”, *Nations and Nationalism*, 13 (1): 1-17.
- (53) Hussain, A. and Miller, W. 2006, *Multicultural Nationalism: Islamophobia, Anglophobia, and Devolution*, Oxford: Oxford University Press.
- (54) 前掲注 (33) (34) を参照。
- (55) 前掲注 (39) に挙げた文書や記事も参照。
- (56) ここで留意する必要があるのは、法律や政策に顕現する政治的主導者のネーション理解は国家の成員は誰であるのかであり、一般人のネーション理解はネーションのメンバーは誰であるのかということである。

- (57) Joppke, C. 2003, "Citizenship between De- and Re-Ethnicization", *European Journal of Sociology*, 44 (3): 429-458.
- (58) 例々々 世界人権宣言15条 (<http://www.ohchr.org/EN/UDHR/Pages/Language.aspx?LangID=jpn>) & Council of Europe Convention on the Avoidance of Statelessness in relation to state Succession (<http://conventions.coe.int/Treaty/en/Treaties/Hml/200.htm>) & 参照。
- (59) Joppke, C. 2003: p.442.
- (60) HM Government. 2014, "Scotland analysis: Borders and Citizenship": pp.71-72 (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/274477/scotland_analysis_borders_citizenship.pdf) (Retrieved 2014/02/01).
- (61) HM Government. 2014: p.72.
- (62) The Scottish Executive. 2004, "New Scots: Attracting Fresh Talent to Meet the Challenge of Growth" (<http://www.scotland.gov.uk/Resource/Doc/47210/0025759.pdf>) (Retrieved 2014/01/15).
- (63) Home Office. 2014, *Scotland Analysis: Borders and Citizenship*. Gallagher, J., *Citizenship, Borders and Migration in an Independent Scotland*. The Migration Observatory (<http://migrationobservatory.ox.ac.uk/policy-primers/citizenship-borders-and-migration-independent-scotland>) (2014/03/05 最終閲覧) & 参照。
- (64) NatCen Social Research. 2013, *British Social Attitudes 2013: Attitudes to Immigration*, London: NatCen Social Research (http://www.natcen.ac.uk/media/205573/immigration_bsa31.pdf) (2014/03/05 最終閲覧) .
- (65) Smith, R. 2003, *Stories of Peoplehood: the Politics and Morals of Political Membership*, Cambridge: Cambridge University Press: chapter 3.
- (66) 前掲注 (42) 参照。

高橋 誠 (たかはし まこと)

所属・現職 慶應義塾大学大学院社会学研究科後期博士課程

最終学歴 エディンバラ大学大学院政治・社会科学研究科修士課程

専攻領域 ナシヨナリズム論・スコティッシュ・ナシヨナリズム